

入 札 説 明 書

令和 7 年 9 月 1 2 日

入札執行者

秋田県中央家畜保健衛生所長

この入札説明書は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和 3 9 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称
公用自動車賃貸借契約
- (2) 賃貸借品名及びリース予定数量
普通乗用車（SUVタイプ） 1 台
- (3) 賃貸借車両の仕様等
仕様書による。
- (4) 契約期間
仕様書による。
- (5) 納入場所
秋田県中央家畜保健衛生所（住所：秋田市蛭根一丁目 1 5 番 5 号）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成 2 3 年秋田県条例第 2 9 号）第 2 条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 秋田県内に本社または支店等のいずれかを有していること。

3 申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次のとおり書類等を提出すること。

- (1) 提出書類等
 - ① 入札参加申請書
 - ② 秋田県内の本社または支店等に関する書類（履歴事項全部証明書やパンフレット等）
 - ③ 納入物品明細書
 - ④ 契約書 ※ 落札者が作成した契約書により契約を締結する場合。
- (2) 提出期間

令和 7 年 9 月 1 2 日（金）から 9 月 2 5 日（木）。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 2 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

秋田県中央家畜保健衛生所 衛生指導・防疫チーム

住所 秋田市寺内蛭根一丁目15番5号

電話 018-864-0401

(5) 提出部数 1部

(6) 郵便による場合は、9月25日（提出期限）までに（4）に定める場所に到着させること。

4 入札執行の日時及び場所

令和7年9月30日（火） 午前10時

秋田県中央家畜保健衛生所 1階 研修室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額に60ヶ月分を乗じて得た金額の100分の5以上を入札保証金として、開札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金は入札開始の前までに、中央家畜保健衛生所 衛生指導・防疫チームへ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行う。

(2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額に60ヶ月分を乗じて得た金額の100分の10以上を契約保証金として、契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①または②の書類を令和7年9月25日（木）午後5時までに提出し、審査の結果免除を認められた者。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約書。

② 過去2年の間に国または地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び最終支払通知書の写し等）。

③ 物品供給業者等登録名簿に登録され、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、または、上記②の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者。

ウ 審査資料等提出場所

秋田県中央家畜保健衛生所 衛生指導・防疫チーム

6 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者またはその代理人の出席のもと行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。
- (4) 入札は2回までとし、2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 入札者が1者でも入札を執行する。

7 落札者について

- (1) 落札者は、次の書類を契約担当者が指定する日までに提出すること。
 - ① 秋田県の県税について滞納がないことを証する書面
 - ② 社会保険料に滞納がないことを証する書面
- (2) 上記2つが確認できない場合は、先に提出された入札参加申請書に虚偽の記載があったとみなして、落札を取り消す場合がある。
- (3) 前項により落札を取り消した場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうちから、入札価格が当該落札者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は、第6（2）の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札者とする。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札。
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札。
 - イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札。
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）またはその金額に不足がある者のした入札。
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札。
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札。
- (5) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札。
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札または首標金額を訂正した入札。
- (7) 記名押印を欠く入札。
- (8) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札。

9 契約の方法

落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって月の契約金額とする。

10 その他

- (1) 提出された入札参加申請書等は返却しない。
- (2) 次の各号に該当する場合は入札に参加しないものと見なす。
 - ア 入札保証金の納付手続きまたはその免除を受ける手続きがなされない場合。
 - イ 期限内に納入物品明細書等の確認書類を提出しなかった場合。
- (3) 仕様書等について疑義がある場合は、令和7年9月24日（水）午後5時までに秋田県中央家畜保健衛生所 衛生指導・防疫チームまで文書で提出すること。
- (4) この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額または削除があった場合には、この契約を解除する場合がある。この場合に、落札者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (5) 落札者は、原則として契約書（案）により契約を締結するものとする。ただし、落札者が作成する契約書の内容について、当方と協議を行い、契約書（案）の内容と相違がないと当方が認めた場合は、この限りではない。

11 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県中央家畜保健衛生所 衛生指導・防疫チーム

（電話 018-864-0401、FAX 018-862-7132）